

令和2年第1回総会議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

- 1 開催日時 令和2年1月14日(火) 午前8時53分～午前9時20分
- 2 開催場所 産業会館4階 大会議室
- 3 出席委員 (13人)

会 長	7番	木 立 康 行	
会長職務代理者	9番	佐 藤 孝 文	
委 員	1番	長 内 康 之	2番 木 村 功
	3番	高 橋 英 子	4番 館 野 哲 雄
	5番	工 藤 勝 彦	6番 大 平 成 年
	8番	工 藤 元 伸	10番 東 良 一
	11番	佐 藤 国 雄	12番 佐 山 秀 夫
	13番	佐 藤 米 一	
- 4 欠席委員 (0人)
- 5 出席農地利用最適化推進委員 (6人)

・浅瀬石・追子野木地区	佐 藤 仁	・黒石地区	高 木 一 弥
・沖揚平・厚日内地区	森 山 栄 治	・山形地区	山 口 貴 佳
・六郷地区	加 藤 浩 揮	・中野地区	櫻 庭 太 志
- 6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)
- 7 議事参与の制限委員 (4人)

6番 大 平 成 年	8番 工 藤 元 伸
10番 東 良 一	11番 佐 藤 国 雄
- 8 付議案件

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について
- 9 事務局職員

事務局長	高 谷 倉 英
局長補佐・農政係長	大 溝 恵 水
農地係長	福 士 博 幸
主任主事	佐々木 孝 二
主任主事	山 口 みなみ

高 谷 局 長	定刻前ですが、全員お揃いになりましたので会議を始めます。 それでは、会議規則第4条の規定により会長が議長となり、会議を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
議 長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を佐藤孝文職務代理者にお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議 長	ただいまから、令和2年第1回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が13人で、定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委 員	「議長一任」の声
議 長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、12番佐山秀夫委員、13番佐藤米一委員をお願いします。書記には事務局の大溝補佐をお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
佐々木主任主事	報告第1号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 令和元年12月受理分は、相続が4件、総面積 6,157.1㎡、田が2筆 5,321㎡、平畑が6筆 836.1㎡となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、次に報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
佐々木主任主事	報告第2号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり

		合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 受付番号37番は、上十川字大野の樹園地、2, 984㎡を賃借人の都合により令和元年12月2日に合意解約したものです。 受付番号38番は、末広の田、2, 832㎡を賃借人の都合により令和元年12月9日に合意解約したものです。 受付番号39番は、竹鼻字宮元の田、4, 569㎡を賃借人の都合により令和元年12月10日に合意解約したものです。 受付番号40番は、赤坂字野崎の樹園地、4, 703㎡を賃借人の都合により令和元年12月12日に合意解約したものです。 受付番号41番は、上十川字大野の田、3筆合計7, 158㎡を賃借人の都合により令和元年12月18日に合意解約したものです。 受付番号42番は、松原の田、2, 115㎡を賃借人の都合により令和元年12月18日に合意解約したものです。 以上です。
議 長		ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員		「なし」の声
議 長		質問がありませんので、以上で報告を終わります。 次の議案第1号につきましては、農地利用最適化推進委員の加藤浩揮委員が審議対象になっておりますので、議事参与の制限の例に従い、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 (加藤浩揮推進委員退席) それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
佐々木主任主事		議案第1号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、使用貸借権設定が1件、賃借権設定が1件、所有権移転が4件です。 (1) 使用貸借権設定です 受付番号6番は、竹鼻字北野田の田、3, 043㎡を同一世帯の親から子へ期間20年で使用貸借するものです。 (2) 賃借権設定です。 受付番号6番は、赤坂字東池田の樹園地、2筆合計3, 954㎡を経営規模拡大により期間5年、10aあたり10, 000円で賃貸借するものです。 (3) 所有権移転です。

	受付番号３８番は、境松一丁目の樹園地、１，０７８㎡を耕作便利のため売買により取得するものです。 受付番号３９番は、石名坂字村ヨリ西の田、２筆合計１，１５８㎡を経営規模拡大のため売買により取得するものです。 受付番号４０番は、高館字甲花岡、ほかの田、３筆合計３２０㎡を経営規模拡大のため売買により取得するものです。 受付番号４１番は、三島字宮元の畑、７１㎡を耕作便利のため売買により取得するものです。 以上の申請につきましては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った４番館野哲雄委員に報告をお願いします。
館野哲雄委員	今回申請があった農地について、去る１月７日、高橋英子委員、高木一弥推進委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査ならびに現地調査した結果を報告します。 （１）の使用貸借権設定です 受付番号６番は、同一世帯の親から子へ２０年間の使用貸借権を設定し、経営移譲するものです。 現況は、水稻で、権利取得後も同一の農業経営が行われます。 （２）の賃借権設定です 受付番号６番は、経営規模拡大のため期間５年で賃貸借するものです。現況はりんご畑で、権利取得後も同一の農業経営が行われます。 （３）の所有権移転です 受付番号３８番は、耕作便利のため売買により取得するものです。現況はりんご畑で、権利取得後も同一の農業経営が行われます。 受付番号３９番は、経営規模拡大のため売買により取得するものです。現況は水稻で、権利取得後はりんごの栽培を行う予定です。 受付番号４０番は、経営規模拡大のため売買により取得するものです。現況は水稻で、権利取得後も同一の農業経営が行われます。 受付番号４１番は、耕作便利のため売買により取得するものです。現況は畑となっておりますが保全管理です。権利取得後はトマトの栽培を行う予定です。 今回申請があった６件は、権利を取得することで周辺農地の農業上の利用には影響ありません。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。

議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。 (加藤浩揮推進委員指定席に着く) 次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長	議案第2号は、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容については、別紙で説明いたします。 受付番号37番、申請人は記載のとおりです。 土地表示は、追子野木三丁目、登記地目は田、現況地目は、畑となっております。 面積は、1,322㎡であり、駐車場用地として取得し、利用したいとのことです。 この場所は、第1種農地ではありますが、不許可の例外のうち、1/2以内の敷地拡張にあたりますので、問題ないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、聞き取り及び現地調査を行った委員から報告があります。 以上です。
議 長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った4番館野哲雄委員に報告をお願いします。
館野哲雄委員	今回5条申請があった土地について、去る1月7日 高橋英子委員、高木一弥推進委員、私と事務局を交えて、聞き取り及び現地調査した結果を報告します。 受付番号37番は、駐車場用地として、取得し利用するものです。 場所は、浅瀬石小学校から南西へ約550mに位置し、申請事業者の西側隣地に位置しております。 申請理由を聞き取りしたところ、申請者は、旅客運送業を営んでおり、保育園児や小中学校の生徒、病院患者のバス送迎のほか、レンタカーの事業などを行っており、事業を拡大するにつれて、事業用車両の増台が必要となり、既存敷地では手狭になったとのことです。

	隣地の農地の所有者と交渉したところ、条件が整ったため申請に至ったとのこと。 駐車場の路面は砂利を敷均し、整地して利用するとのこと、雨水は地下浸透とする、とのこと。 以上、今回の申請について、聞き取り及び現地調査を行い、申請内容等を審査した結果、周囲の農地への被害防止計画、土地利用計画及び資金計画から判断して、転用することで周辺の農地に影響を及ぼすことはなく、問題ないものと考えられます。 以上です。
議 長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第2号は、原案のとおり決定いたします。 次の議案第3号につきましては、6番大平成年委員、8番工藤元伸委員、10番東良一委員の親族及び11番佐藤国雄委員が審議対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31号第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 (大平成年委員、工藤元伸委員、東良一委員、佐藤国雄委員退席) それでは、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
山口主任主事	議案第3号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、使用貸借権設定が2件、賃借権設定が15件、所有権移転が3件です。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号12番は、上十川字大野三番の田、1,803㎡を10年間で農地中間管理事業により新規設定するものです。 受付番号13番は、上十川字北原四番の田、2筆合計3,023㎡を10年間で農地中間管理事業により新規設定するものです。 (2) 賃借権設定です。 受付番号119番は、竹鼻字北野田の田、2筆合計4,245㎡を10年間

10a当たり12,000円で再設定するものです。

受付番号120番は、馬場尻下の田、2,457㎡を10年間10a当たり12,000円で再設定するものです。

受付番号121番は、追子野木三丁目の田、2筆合計1,957㎡を5年間10a当たり12,000円で再設定するものです。

受付番号122番は、追子野木三丁目の田、2筆合計610㎡を10年間10a当たり10,000円で経営規模拡大のため新規設定するものです。

受付番号123番は、高館字乙松坂の樹園地、1,837㎡を5年間10a当たり5,000円で経営規模拡大のため新規設定するものです。

受付番号124番は、上十川字留岡四番ほかの樹園地、2筆合計8,785㎡を3年間10a当たり10,000円で経営規模拡大のため新規設定するものです。

受付番号125番は、牡丹平字木田橋ほかの田、6筆合計10,443㎡を3年11カ月10a当たり8,000円で再設定するものです。

受付番号126番は、三島字宮元の田、1,140㎡を10年間10a当たり10,000円で経営規模拡大のため新規設定するものです。

受付番号127番は、上十川字北原二番の田、5,210㎡のうち3,700㎡を5年間10a当たり10,000円で経営規模拡大のため新規設定するものです。

受付番号128番から133番は、農地中間管理事業による設定です。

受付番号128番は、馬場尻北の田、6,895㎡を10年間10a当たり14,600円で設定するものです。

受付番号129番は、株梗木字中渡の田、2筆合計3,571㎡を10年間10a当たり14,600円で設定するものです。

受付番号130番は、赤坂字西田の田、2筆合計4,083㎡を10年間10a当たり10,000円で設定するものです。

受付番号131番は、富田の田、3,043㎡を10年間10a当たり10,000円で設定するものです。

受付番号132番は、黒石字弥九郎の田、6,379㎡を10年間10a当たり12,000円で設定するものです。

受付番号133番は、飛内北の田、2,065㎡を10年間10a当たり22,000円で設定するものです。

こちらの賃借料は、1俵を約15,000円とし、10a当たり1.5俵の物納を金額換算しています。

(3) 所有権移転です。

受付番号45番は、高館字丙高原の樹園地、3筆合計3,847㎡を経営規模拡大のため所有権移転するものです。

受付番号46番は、牡丹平字大沢の樹園地、2筆合計4,760㎡を経営規模拡大のため所有権移転するものです。

受付番号47番は、浅瀬石字龍ノ口の樹園地、10,286㎡を経営規模拡大のため所有権移転するものです。

		以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。 以上です。
議 長		ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員		「なし」の声
議 長		質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同		「異議なし」の声
議 長		ご異議がありませんので、議案第3号は、原案のとおり決定いたします。 (大平成年委員、工藤元伸委員、東良一委員、佐藤国雄委員指定席に着く) 次に議案第4号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する適格者について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
佐々木主任主事		議案第4号は、農地等の一括贈与に係る別紙の贈与者及び受贈者が、租税特別措置法第70条の4第1項及び地方税法附則第12条第1項に規定する適格者であることの承認を求めるものです。 別紙で説明いたします。 受付番号1番は、令和元年12月13日の総会で後継者へ一括贈与したものです。特例の適用を受けようとする農地は、12筆合計26,531㎡となっております。 以上です。
議 長		ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員		「なし」の声
議 長		質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同		「異議なし」の声
議 長		ご異議がありませんので、議案第4号は、原案のとおり決定いたします。 これで、議案の審議が終了いたしました。 以上で、令和2年第1回黒石市農業委員会総会を閉会いたします。 午前9時20分 終了

黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名押印する。

令和2年1月14日

議長 水立康行 

議事録署名者 久保山秀夫 

議事録署名者 佐藤米一 